

平成20年全国証券大会における安東会長 挨拶

平成20年9月18日

本日、ここに平成20年全国証券大会を開催するに当たり、茂木金融担当大臣、西村日本銀行副総裁、古川日本経済団体連合会副会長をはじめ、御来賓の皆様方には、御多忙のところ多数の御臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

これより、御来賓の方々から御講話を拝聴し、私どもの貴重な指針といたしたいと存じますが、主催団体を代表して、一言、御挨拶を申し上げます。

昨年夏、米国において顕在化したサブプライムローン問題が、米国リーマン・ブラザーズ社の経営破たんによりまで拡大し、当局の対応を含む今後の米国金融・資本市場の動向と、それによるわが国への影響を注視してゆかねばならない状況となっております。

こうした中、経済の安定成長を持続しつつ、少子・高齢社会のもとでも、国民一人ひとりの豊かな生活を実現することが、今後の日本経済の最重要課題であると考えられます。

そのためには、経済の重要なインフラであり、新規産業をはじめとする企業への適切な資金供給及び個人等の金融資産の適切な投資機会の提供を担う証券市場を、活力があり公正で透明性が高く、信頼できる市場として整備・確立することが急務となっております。

我々は、こうした認識のもと、引き続き、多くの国民が安心して投資を行うことのできる市場の確立を目指し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとしていくことが必要と考えております。

つきましては、これから、その実現に向けた私どもの課題と取組について、申し上げたいと存じます。

まず、「躍動感に満ちた活力のある証券市場の基盤整備」について、申し上げます。

第一は、「国民の豊かな生活と市場活性化のための取組」であります。

国民の豊かな生活と活力のある証券市場を確立するため、中長期的視点に立脚して、個人の資産形成に資する投資促進策、そして、それに関連する金融証券税制への取組、さらには、投資者からの信頼を回復するための新興市場の活性化策など、様々な諸施策について検討を行い、早期に成案を得たいと考えております。

また、証券税制につきましては、平成21年及び22年の間、上場株式及び公募株式投資信託等の配当及び譲渡益等について、一定金額を超える場合には確定申告が必要となります。

しかし、課税制度が複雑であることや申告に伴い追加的な負担が生ずることにより、かえって、「貯蓄から投資へ」の流れが減速しかねません。

このため、上限金額なしに10%課税とし、確定申告を不要とする簡素な税制の実現に向けて、全力を挙げて取り組んで参ります。

併せて、老後に備えた資産形成を後押しする税制、現物取引とデリバティブ取引との損益通算などをはじめとする金融所得課税の一体化の対象範囲の拡大、配当の二重課税の排除の徹底など、金融証券税制の改革に全力を挙げて取り組んで参ります。

この他、行政との対話の促進を図るとともに、コンプライアンス・コストに配慮した規制のあり方の検討、そして、海外での日本市場のプロモーション活動に積極的に取り組んで参ります。

そして、金融・証券知識の普及・啓発の推進により、投資者の裾野の拡大を図るとともに、「金融経済教育」を推進して参ります。

この他、金融商品取引法の改正に伴い、E T Fや外国株式等の多様な上場商品の提供、そして、プロ向け市場が創設されることとなります。

こうした一連の動き、そして、証券投資信託や不動産投資信託等の投資商品の開発を通じて、投資者により一層魅力ある投資機会の提供に、積極的に努めて参りたいと存じます。

第二は、「株券電子化の円滑かつ着実な実施に向けた取組」であります。

我が国では、これまでに、ＣＰ、国債、社債、投資信託等が、順次、電子化されてきております。

そして、来年１月に実施が予定されている上場株券等の電子化により、証券決済制度改革は大きな区切りを迎えることとなります。

この上場株券等の電子化が円滑かつ着実に実施されるため、証券保管振替機構及び証券会社では、現在、電子化のためのシステム整備に万全を期して取り組んで参ります。

また、証券会社においては、電子化前における現物株券及び担保株券の証券保管振替機構への預託手続きについて、適切に対応して参る所存であります。

併せて、証券会社においては、電子化に伴い、新たに株主対応のための実務及び振替のための実務への対応が必要となりますので、そのための社内体制の整備・充実に全力を挙げて取り組んで参ります。

加えて、株券電子化の実施日、現在のところ、来年１月５日を予定日としておりますが、実施日の前後において投資家、株主、発行会社、証券会社などが留意すべき事項などについて、周知・広報活動を積極的に推進して参ります。

第三は、「効率的で信頼性の高い市場基盤の整備に向けた取組」であります。

証券界では、証券市場及び証券取引から、反社会的勢力等の排除の徹底を図るために、現在、４７の全都道府県に「証券警察連絡協議会」を設置して、警察当局と緊密な連携を図っているところであります。

今後は、この取組を一層進めるとともに、反社会的勢力に関する情報管理を行うため、証券版の「不当要求情報管理機関」の設置に向けて、具体的検討を進めて参ります。

併せて、インサイダー取引の未然防止のため、来年５月を予定している「内部者情報システム」の稼動に向けた取組や、金融・資本市場統計情報総合データベースの構築、そして、今後の証券界共通のシステム課題への取組や証券界における社会貢献活動のあり方などについて、全力を挙げて取り組んで参ります。

第四は、「公正かつ投資者から高い信頼が得られる市場等への取組」であります。

「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするためには、公正で透明な証券市場を確立し、投資者の信頼の維持・向上を図ることが不可欠であります。

このため、ベター・レギュレーションの考え方や、アメリカ、イギリスにおける実績を参考としつつ、証券市場の規制の趣旨からいって、取り組むべき諸課題を早期に発見・対応する仕組みの取組を推進して参ります。

また、サブプライム問題を契機として、証券化商品の原資産に関するリスク情報の収集、分析そして顧客への提供といった点が重要となっております。

このため、証券化商品の原資産の追跡可能性に係る社内態勢の構築に向けて、自主規制の整備を行うことといたします。

併せて、悪質な法令違反行為等を行った証券会社、金融機関そして運用会社に対して、処分の厳格化を図るため、早急に必要な自主規制の整備を進めて参ります。

第五は、「横断的かつ柔軟な自主規制機能の拡充・強化への取組」であります。

もとより、自主規制機関は、金融商品取引法をはじめとする関係法令のもと、環境の変化に迅速に対応して、その機能を適切に発揮することが、より一層求められております。

このため、倫理規範・倫理コードの適切な運用を行うとともに、自主規制について、絶え間のない整備に取り組んで参ります。

あわせて、証券会社、金融機関そして運用会社においても、適切な内部管理態勢の整備を進めて参ります。

加えて、リスクベース・アプローチによる効果的・効率的な監査の実施、引受審査態勢などの整備及の状況に関する点検などに積極的に取り組んで参ります。

最後に、「苦情・あっせん制度の整備に向けた取組み」であります。

証券界では、本協会の証券あっせん・相談センターが、本年6月末、いわゆるADR法に基づく法務大臣の認証を受けたところであります。

今後も、投資者の方がより身近で、安心して、このセンターを利用していただけよう、47のすべての都道府県において、あっせんの開催場所を拡充しており、引き続き、利便性の向上に努めて参ります。

また、本年1月から、他の金融商品取引業協会とともに金融商品取引に関する共通の電話相談窓口を設定し、運営を行っておりますが、今後は、この方向をさらに推進するため、苦情・あっせん業務のあり方について関係者との間で早急に検討を行くことといたします。

ただ今、私が申し上げた内容は、お手許に、「所信」として、御用意いたしましたので、後ほど、御高覧いただきたく、お願い申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、我々は、これらの諸課題に全力を挙げて取り組んで参る所存であり、これまで以上に、活力ある証券市場の確立、さらなる経済発展に貢献して参りたいと考えております。

御来賓の皆様におかれましては、引き続き、我々の取組に対して、より一層の御理解と御支援を賜りますよう、心から、お願い申し上げます。

なお、皆様のお手許には、丸いワッペンが御用意されているかと存じます。

本協会では、「証券投資の日」の記念イベントを、“投資で育むあなたの未来”との共通テーマのもと、全国23都市、27会場で行なう予定ですが、その間、この「とうしくん」をいろいろと活用する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。御清聴いただき、誠にありがとうございました。

以 上